

平成24年度 実践的防災教育総合支援事業（私立学校） 実施細則

1 実施校数等

1) 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための事業 —緊急地震速報受信システムの配備—

- ・府内の私立の幼稚園、小・中・高等学校（中等教育学校含む）、専修学校（高等課程）（以下、「私立学校」という。）において、それぞれ1校実施する。
（ただし、申請状況に応じ、変更することがある。）

2) 学校防災アドバイザー派遣事業

(ア) 学校数

- ・緊急地震速報受信システムを配備する私立学校については、学校防災アドバイザー1名を派遣する。
- ・上記以外の私立学校に対しても、学校アドバイザー1名を派遣することができる。
（ただし、申請状況に応じ、変更することがある。）
- ・研修会等の講師のみの活用はできない。

(イ) 学校防災アドバイザーの活用

- ・防災に関する有識者等（地域防災関係者、大学関係者等）を学校防災アドバイザーとして学校等に派遣し、「危機等発生時対処要領」や避難訓練などに対するチェック・助言を行うこととする。
- ・各私立学校において、防災に関する専門知識を有し、地域の実情等に精通した者を学校防災アドバイザーとして推薦することができる。

(ウ) 派遣回数、時間

- ・学校防災アドバイザーの派遣回数は期間中2回までとし、1回あたりの指導等時間は2時間程度とする。

(エ) その他

- ・各私立学校において、防災教育実践委員会（実践的防災教育総合支援事業委託要項4及び、平成24年度実践的防災教育総合支援事業実施要項2の2）を設置することが望ましい。

2 実施校の選定等

1) 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための事業 —緊急地震速報受信システムの配備—

2) 学校防災アドバイザー派遣事業

- 1)、2)とも、申請校の中から、地域の実情や対象園児・児童・生徒数、申請書の内容等を踏まえ、私学・大学課が選定する。

3 対象経費

次の経費負担及び事務手続きについては、私学・大学課が行う。

1) 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための事業 —緊急地震速報受信システムの配備—

・緊急地震速報システム配備費(インターネット回線接続料・緊急地震速報システム情報料は除く)

※ 各私立学校においては、インターネット回線接続環境を整備すること。なお、インターネット回線接続料および緊急地震速報システム情報料については、学校法人が負担する。

2) 学校防災アドバイザー派遣事業

・大阪府教育委員会において、学校防災アドバイザーに対し、1回あたり10,000円(交通費を含む)を支払う。(支払いに必要な書類については別途連絡)。

4 事業申請方法

(1) 申請書類

1) 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための事業 —緊急地震速報受信システムの配備—

・事業を希望する私立学校については、別紙様式1を下記あて、E-mailにて提出すること。

2) 学校防災アドバイザー派遣事業

・学校防災アドバイザー派遣事業のみを希望する私立学校は、別紙様式2を下記あて、E-mailにて提出すること。

なお、上記1)の事業を申請する私立学校においては、別紙様式2の提出は不要とする。

【提出先】 大阪府府民文化部私学・大学課 電話：06-6941-0351 (府庁代表)

小中高振興グループ 坂田 (内線4856) E-mail : shigakudai gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

幼稚園振興グループ 米本 (内線4860) E-mail : shigakudai gaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

専各振興グループ 久才 (内線4862) E-mail : shigakudai gaku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

(2) 申請締切

平成24年9月20日(木)

5 決定の通知

・大阪府私学・大学課から私立学校長あて、決定通知を行う。